

平成 2 6 年 第 3 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 6 年 3 月 2 7 日)

召集年月日 平成26年3月27日(木)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成26年3月27日 午後3時00分

閉会 平成26年3月27日 午後4時06分

出席委員

2番	松宮利廣	3番	小原好一	5番	中川啓二
6番	福井明美	7番	寺本清二	8番	中嶋義男
9番	小川宗一	10番	渡辺俊策	11番	東 茂正
12番	木村正行	14番	石橋高志	16番	猿橋 巧
18番	吉岡靖夫	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(7名)

1番	山本 修	4番	西 忠彦(会長)	13番	山下大三郎
15番	栗谷善一	17番	小間美也子	19番	藤原義隆
20番	小畑信幸				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第 8号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第 4号 賃借料情報について

報告第 5号 おおい町農業委員会の「平成25年度の活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標と活動計画」について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年 第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番山本委員、4番西会長、13番山下委員、15番粟谷委員、17番小間委員、19番藤原委員、20番小畑委員から欠席の連絡を受けております。

西会長は、本日の欠席について、皆様方には大変申し訳なく、失礼しますとのことでした。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告2件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、農業委員会規則第16条の規定に基づき、会長代理の田中委員に努めていただきます。

開会にあたりまして、会長代理から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

代理

本日は、平成26年 第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の2議案と報告事項2件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、15名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、11番 東委員さんと 12番 木村委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長 はい、議長。
議案第8号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が、所有の農地の一部を隣地の駐車場と一体として利用するため、転用し、駐車場を整備するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長
（議案第8号資料説明）
この申請の許可基準は、第2種農地（その他の農地）の要件である小集団の生産性の低い農地に該当し、転用の目的である駐車場の代替性もないことから、許可できるものと判断されます。
（地役権設定及び埋蔵文化財包蔵地説明）

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

猿橋委員 はい、議長
本案の現地につきましては、24日の午前9時から粟谷委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。
現地はこの秋の水稻の跡が残っておりましたが、海水が染み込み、また、北側の山水も田んぼに流れ込み、水捌けの悪い状態でした。
申請者は〇〇と〇〇〇〇を経営しており、駐車場を拡大し、申請地の西側隣地にある〇〇〇用の駐車場と一体で利用したいとのことですが、申請地の一部は農地のまま残し、果樹を植えると事務局より聞いております。
申請者は他の所有農地もしっかりと耕作をされておりますので、農地を転用されることは残念ではありますが、申請地は水稻を行うには厳しい現状でありますので、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第8号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

中川委員 農振地ではないのか。土地改良はされていないのか。

次長 登記簿を確認しました。土地改良はされていません。

渡辺委員 議案資料 3 頁の赤地の横が果樹園か。

書記 赤地の中に含まれます。4 頁と照らし合わせご覧ください。

議長 それではご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程 3 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議ついてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。
それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 はい、議長。
議案第 9 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長⇒議長から指名
(議案朗読)
議案送付の後、追加の申請があり、議案書を差し替えたいたしましたことお詫び申し上げます。
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。
5 ページをご覧ください。
(議案朗読)
いずれも始期は、平成 26 年 4 月 1 日からとなり、平成 29 年 3 月末までの 3 年間で終期に設定された筆が 49 筆で 60,025 m²になります。
平成 32 年 3 月末までと同年 12 月末までの 6 年以上を終期に設定された筆が 94 筆で 177,500 m²になります。
平成 36 年 3 月末までの 10 年間で終期に設定された筆が 1 筆で 469 m²になります。
借受地、借受人につきましては、

効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

猿橋委員　はい、議長
本案の現地につきましても、24日午前中、粟谷委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。
農用地利用集積計画は、再設定105筆、新規設定39筆で、時間の都合上、新規設定個所を中心に確認してまいりました。

確認しました現地の内、〇〇、〇〇と〇〇を対象に〇〇〇〇さんが積極的に経営面積を拡大されております。この農地の一部には、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇区で大規模に営農をされていた方が経営されていた農地も含まれており、遊休農地化が心配されておりましたが、今回、利用集積により農地として再生することは、大変喜ばしいことと感じております。

また、新規就農された〇〇氏、〇〇氏も新規設定されております。加えて、「人・農地プラン」で中心となる経営体として計画に盛り込まれました〇〇〇〇氏が地域内の農地を集積され経営規模拡大されることは、プランの実効性が担保され、健全な農業経営に資することが期待されると感じました。

〇〇地区の新規個所を中心に確認してきましたが、全体には、春の田植えに向け着々と準備が進められており、全て農地として利用されており、良好な状態でありましたことをここに報告いたします。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員　貸人の氏名の確認を。すでに亡くなっている人の名前になっている。

次長 　　利用権設定申請書には、その方ともう一人の連名で申請されておりました。修正します。

議長 何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議長 それでは、日程4 報告第4号 農地の賃借料情報について、を議題といたします。

農政委員長 はい、議長
本会議開催前、午後2時より、農政・農振・改良専門委員会を開催いたしました。
農地の賃借料情報について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので朗読させていただきます。(賃借料情報を朗読)

議長 ただ今、寺本農政委員長から報告がありましたが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「農地の賃借料情報について」をおおい町農業委員会名で公表することにいたします。公表の方法は、町のホームページによることといたします。

議長 それでは、報告第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

農政委員長 はい、議長
同じく、本会議開催前、午後2時より、農政・農

振・改良専門委員会を開催いたしました。

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので、その内容を、かいつまんで報告させていただきます。

まず、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきまして、

1 ページの(4)議事録の公表につきましては、昨年より、町のホームページに掲載するようになりました。

2 ページ中、処理期間がございしますが、3条の27日間、4条、5条の19日間は、特に問題はないものと考えます。今年度から、4条、5条の処理日数は、県へ送達するまでの日数を平均しました。

3 ページの農業法人からの報告につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇から報告があり、いずれも農業収入割合が100%の農業法人です。

同じく3ページの情報提供等につきましても、賃借料情報等につき情報提供できました。

5 ページの法令事務ですが、遊休農地が、昨年の33.4畝から32.9畝と0.5ヘクタールほど減っておりますが、固定化が心配されるところであります。

7 ページの促進等事務につきましては、認定農業者等担い手の育成及び確保についての評価項目となりますが、今年度、〇〇氏が認定農業者として認定されたことは、大きな前進であると考えます。

8 ページ担い手への農地集積につきましても、「認定農業者」や「集落営農組織」、人・農地プランにある「中心となる経営体」に積極的に集積されることを期待します。

9 ページの違反転用への適正な対応につきましては、8月の強化月間の積極的な取り組みがうたわれておりますが、日常のパトロールの徹底が急務であると考えます。

次に、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございしますが、

1 ページの法令事務につきましては、遊休農地の解消に向けた活動計画等が示されており、前年実績(5.8ha)並みの5ヘクタールを解消する目標を掲げましたので、農家への指導と集落での話し合いが重要となってまいります。

2 ページの促進等事務につきましては、計画の数字は計上しましたが、まずは、新規就農者の掘り起

こしが課題であるとともに、集落営農組織の安定化の必要から、法人化への支援も重要になってくると感じております。

3 ページの担い手への農地の利用集積の促進についても、農業者の高齢化から担い手への農地の誘導を農業委員として推進すべきと考えるが、担い手の高齢化も課題とされていることも認識すべきであると考えております。また、人・農地プランに位置付けられる「中心となる経営体」の育成にも目を配る必要があると考えます。

以上、25年度の活動の点検評価並びに、平成26年度の目標と活動計画について報告させていただきましたが、この原案につきましては、公表から1ヶ月間縦覧し、広く、農業者一般から意見を求め、その意見を反映した後、最終の報告となるものでありますので、併せて、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。報告は以上です。

議長 　　ただ今、寺本農政委員長から報告がありました。この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

小原委員 　認定農業者の集積面積は上限がないのか。

局長 　　認定審査会を開き、その人の経営面積を審査している。

猿橋委員 　作り捨てと田んぼの不管理を委員会として指導できるのか。

局長 　　権限はないので指導はできない。役場の農林水産振興課へ言ってもらえれば。
委員会として利用権の議案決議で否決することはできる。「意見を附して同意する」こともできる。

議長 　　それでは、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を県に報告するとともに、おおい町ホームページに公表し、意見を求める

ことといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局報告)

議 長 それではこれで、平成26年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。